

平成29年1月

## スマートメーターで契約アンペア容量を設定する場合の逆潮流の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

弊社は、平成29年1月より、スマートメーターの機能を活用したサービスとして、スマートメーターによるご契約アンペア容量の設定（以下、「計器S B設定」といいます。）を開始しておりますが、再生可能エネルギー等発電設備設置に伴う逆潮流に対する計器S B設定の取扱いを下記のとおりご案内申し上げますので、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

敬 具

記

### 1. 計器S B設定における逆潮流の取扱いについて

弊社等に電力購入をお申込みして設置する再生可能エネルギー等発電設備の容量が電気のご契約容量と比較して大きい場合、従来の契約用ブレーカーは、その定格容量を超えた順潮流<sup>※1</sup>のほかに逆潮流<sup>※2</sup>に対しても作動する仕組みであったことから、再生可能エネルギー等発電設備の容量に応じた契約用ブレーカーを取付けさせていただいておりました。

このたび、スマートメーター機能の計器S B設定の運用を開始したことに伴い、順潮流のみ作動する設定が可能となったことから、従来のように再生可能エネルギー等発電設備の容量を考慮いただく必要性はなくなります。

ただし、発電設備容量が計器および引込線等の定格容量を超過する場合は、工事費をご負担いただき、当社設備の取替（容量変更）が必要となりますのでご留意願います。

※1 順潮流：お客さまがご使用される電力の流れ

※2 逆潮流：太陽光などの再生可能エネルギー等発電設備からの電力の流れ

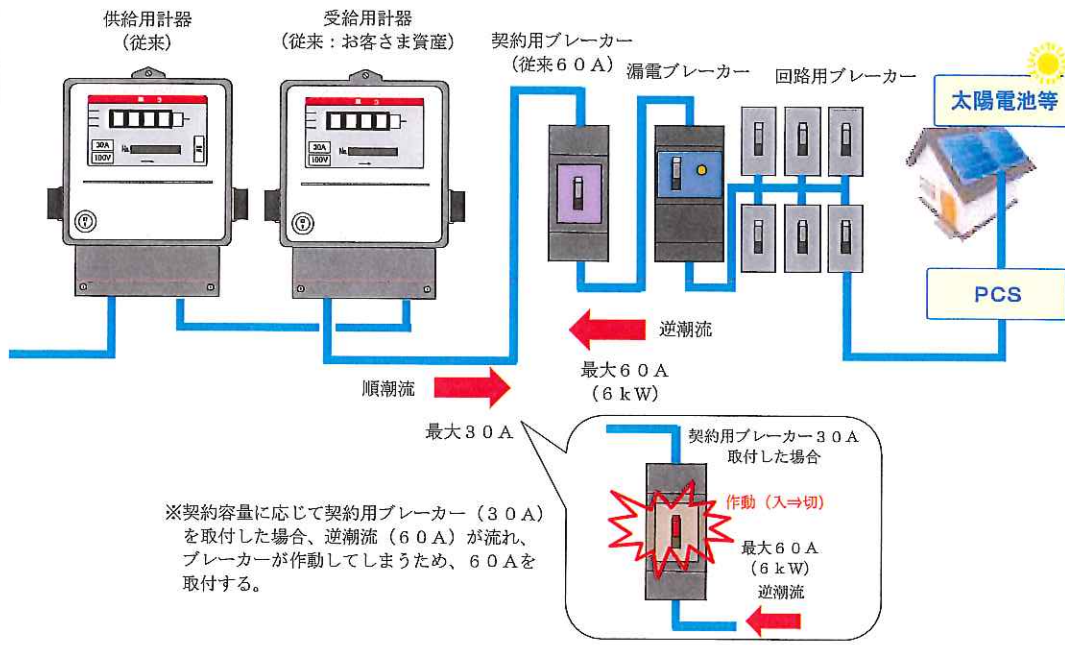
### 2. 計器S B設定における留意事項について

- 計器S B設定が可能なスマートメーターは、単相100Vの30Aまたは60Aの容量のみとなります。
- 発電設備容量が12kW超過で余剰配線を希望される場合、スマートメーター容量が120A以上となりますので計器S B設定は適用できません。

- 契約容量（最大負荷）30 A、発電設備容量6.0kWの場合、計器S B設定を適用することにより以下のように変更となります。

例) 最大負荷が30 Aで太陽光発電設備が6.0kWの場合

1. 変更前（～平成28年12月末まで）



2. 変更後（平成29年1月～）

